



Title	<書評>佐藤彰一『フランク史IIIカロリング朝の達成』 / Filippo Carità-Uhink, Lucia Cecchet, Carlos Machado (eds.), <i>Poverty in Ancient Greece and Rome : Realities and Discourses</i> / 五十嵐隆幸『大陸反攻と台湾：中華民国による統一の構想と挫折』 / 中村優介『イギリスの戦後ヨーロッパ構想とフランスの再興：大陸と大西洋のはざまで』 / Mary T. Boatwright, <i>Imperial Women of Rome : Power, Gender, Context</i> <新刊紹介>安井倫子『分断に抗う壁画：アートが育てるアメリカのコミュニティ』
Author(s)	小銭, 杏士郎; 柄澤, すず花; 河井, 紀一郎 他
Citation	パブリック・ヒストリー. 2025, 22, p. 59-83
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/102068">https://doi.org/10.18910/102068</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 書評

佐藤彰一

『フランク史III

カロリング朝の達成』

名古屋大学出版会、2023年8月、400頁

ISBN978-4-8158-1127-3

本書は、長年にわたりフランク王国を研究してきた著者による、フランク人の歴史を先史時代から書き起こしたシリーズ全3巻の最終巻にあたる。副題の通り、カロリング朝の時代、年代で言えばピピン3世の国王即位の少し前、カール・マルテルが死去した741年からユーグ・カペーが即位した987年までを扱う。

本書は独立した書物ではなく、シリーズものの一巻である。そのため、本書の内容を概観する前に、本シリーズの特徴を確認しておきたい。第1巻<sup>(1)</sup>の「はじめに」において著者は、第1巻がグローバル・ヒストリーを意識した叙述によって為されることを強調する<sup>(2)</sup>。著者がここで具体的に意識するのは、外部世界との接続性である。著者は近年、フィリップ・ボジャールやクリス・ウィックムらの著作<sup>(3)</sup>の影響を受け、外部世界との接続性も組み入れた中世世界論やカール大帝のモノグラフを発表しているほか<sup>(4)</sup>、グローバル・ヒストリーに関する翻訳もある<sup>(5)</sup>。第1巻はこうした成果を踏まえ、外部世界との接続性を新機軸として、フランク人の歴史を先史時代から書き起こす。こうした一国史に囚われない歴史叙述への指向は、史料的制約もあり第2巻<sup>(6)</sup>以降は弱まるものの、第2巻では8章と9章に、そして本書では後述するようにカール大帝期におけるアッバース朝を中心とした「世界システム」に関連する叙述において、再び登場する。

もう一点本シリーズの特徴を挙げると、本シリーズは通史ではあるが、決して一般書ではないという点である。各巻には詳細かつ膨大な註が附されており、おびただしい数の一次史料と二次文献が引用されている。著者自身、こうした学術書スタイルに拘ったことがあとがきから窺える。

以下では、各章の内容を概観した後、本書の意

義と若干の指摘を述べたい。

本書の構成は以下の通りである。

### はじめに

#### 第I部 新たな王朝の誕生と躍進

##### 第1章 ピピン3世の国王即位

- 1 カルロマヌスの修道誓願
- 2 ピピンの選択
- 3 ピピンの外征と教会改革
- 4 カロリング貴族の生成

##### 第2章 カロリング朝の確立と国王カール

- 1 ランゴバルト王国征服とスペイン遠征
- 2 王国の再組織化と王朝の確立
- 3 カールを取り巻く人々

##### 第3章 カロリング朝の社会機構とカールの皇帝戴冠

- 1 西ヨーロッパを囲む外部世界
- 2 生産と流通の展開
- 3 戦争の形態と支配の紐帯
- 4 ビザンティン帝国の政変とカールの皇帝戴冠

#### 第II部 弛緩する王朝内部の統制力

##### 第4章 ルートヴィヒ敬虔帝の危うさ

- 1 不意の相続人
- 2 早すぎた「帝国措置令」(817年)
- 3 帝国運営の新たな指向

##### 第5章 帝国分裂への序曲

- 1 「宫廷反乱」とロタリウスの思惑
- 2 息子たちの反乱
- 3 最後の相続構想

##### 第6章 兄弟支配体制の内破

- 1 ヴェルダン条約による王国分割
- 2 「友愛の体制」
- 3 三者体制の終焉

##### 第7章 解体過程の揺らぎ

- 1 ルートヴィヒ・ドイツ王とシャルル禿頭王の対立
- 2 王国内における父子の政治的確執
- 3 シャルル禿頭王の見果てぬ夢

#### 第III部 権力継承勢力の布置

##### 第8章 錯綜する支配継承

---

1 東西フランク王国の政治的交錯
2 カール3世肥満王の統治
3 レグナ理論の射程
第9章 領邦覇権の生成様式
1 9世紀最後の皇帝アルヌルフ
2 権力継承の展転
3 10世紀初頭のフランク王国
第10章 支配門閥間の権力ゲームとその結末
1 ラウルからルイ4世渡海王へ
2 大ユーグとルイ4世の宥和
3 カロリング血統の「断絶」

おわりに

「はじめに」で著者は、本書をカロリング朝における歴史的事象の総まとめという「基盤」にすべく、政治の動きを軸に叙述すること、それゆえ社会構造（例えば「封建制」）や心性などのトピックは原則として扱わないことを宣言する。

第1章はカール・マルテルの死から、ピピンのクーデタによるメロヴィング朝の消滅とカロリング朝の成立、そしてピピンの死までを扱う。ピピンは父の死後ともに王国を取り仕切った兄カルロマヌスが突如脱俗し、さらに息子カールが誕生したことで、国王という展望を持ち始める。そしてメロヴィング朝が持つ血統権に対抗し、クーデタによって王位を獲得し維持するための正当性を教皇に求め、また聖油の塗油によって神聖化された王権というメロヴィング朝とは異なる性格の王権を創出した。なお著者は一貫して「教皇庁」の語を用いているが、近年の教皇史研究では、「教皇庁」と訳されるラテン語 Curia (Romae) は11世紀になって初めて登場することを鑑み、それ以前について「ローマ教会 Roman Church」と表記するのが通例となっている。

第2章はカール大帝の即位と支配体制の確立を、第3章はカールの戴冠とその死までを扱う。第3章の第1節と第2節は、最新の研究成果を取り入れた外部世界におけるカール期のフランク王国を扱っており、後段で改めて紹介したい。カールは弟カールマンとの対立を経て単独支配者となると、各方面に国境を広げつつ、アルケイヌスな

どの知識人を宮廷の側近に多く登用した。そうして西方における存在感を高めたカールは、皇帝として戴冠することとなる。また第3章では、この時期の戦争形態と軍隊にも紙幅が割かれている。ポスト・ローマ期およびメロヴィング朝期では、戦争の本質は略奪であり、生活物資の獲得が目的であった。しかしメロヴィング朝王権がこうした略奪戦争による「軍閥的」カリスマをもった王権であったのに対し、カロリング朝は教皇によって聖化された宗教的聖性をもつ王権であった。こうした王権の性格変化は軍隊にも変化を及ぼした。カロリング朝において戦争の本質は、略奪から「他の手段をもってする政治」という近代的なものに変質したという。また軍隊は「自由人」によって構成され、自由人間の階層的上下関係は人的な絆による緩やかな庇護関係であった。軍役によるこうした関係性の創出が、中世における共同体的関係の生成プロセスであった。

第4章と第5章は、ルートヴィヒ敬虔帝治世とその間に起きたカロリング朝の分裂と対立を説明する。著者のルートヴィヒ敬虔帝に対する評価は概して辛口である。彼はニアースのベネディクトゥスから強い精神的影響を受けており、その政権は政治的価値以上に精神的・倫理的価値に重きを置いていた。また、自らが死去した後の王国の相続と経営を定めた帝国措置令を817年に発布したが、これは多くの政治混乱を引き起こす要因となった。カロリング朝は800年ごろを境に軍事的膨張を終了して防衛に専念することとなったが、これにより貴族たちは帝国内部での榮達に専心することとなった。このことは敬虔帝の息子たちの不和と結びつき、教会人も巻き込んだカロリング朝においてこれまでなかった対立抗争に発展したのである。

第6章は、敬虔帝の息子たち、ロタリウス、ルートヴィヒ・ドイツ王、シャルル秀頭王による兄弟支配体制についてである。著者はこの時代以降、国王のもつ裁量が小さくなったとし、その要因として王権と婚姻関係を持った帝国貴族層の台頭を挙げる。これは外戚の勢力拡大を懸念し、貴族などの有力者との婚姻を避けていたメロヴィング朝

王家との明確な違いであった。843年にはヴェルダン条約が締結され、帝国は東西中の三王国に分割された。三名はその後も不和・対立と融和・協力を繰り返し、855年のロタリウスの死没により三兄弟による支配体制は終わりを迎えた。

第7章は、残されたルートヴィヒ・ドイツ王とシャルル秀頭王の治世、そしてシャルルの皇帝戴冠から死までを語る。中王国を継承したロタリウス2世は、間に嫡出子がいなかった妻テウトベルガとの離婚を成立させることができず、彼の死後中王国は子どもたちに継承されることなく870年のメールセン条約によって東西王国に分割され、これによりイタリア王国を加えた新たな三分割が実現した。シャルルはイスラーム教徒の撃退を教皇に要請され、875年にローマで皇帝として戴冠する。さらにルートヴィヒ・ドイツ王の死後、東王国の統合を試みたが、敗走し叶わなかった。著者によればシャルル秀頭王はカール大帝の帝国の再興を掲げて叶わず、彼の死によってカロリング朝の解体は不可逆的な運動過程に入った。

第8章は、ルートヴィヒ・ドイツ王とシャルル秀頭王以降の東西フランク王国の趨勢を語る。長期支配を築いた両者と対照的に、以降の各王権は短命に終わり、それが両国の政治情勢の混乱に拍車をかけ、また王家の嫡出後継者の不在という事態を招いた。西フランク王家に先にこの現象が訪れ、幼年の非嫡出子ではなく東王国のカール3世を王位に迎え、東西王国は再度統一されたものの、その支配体制はあまりにも脆弱であった。そしてこうした状況は、カロリング王家に勤務する帝国貴族層から特に力を持った門閥が誕生する事態を促進し、その中には後に王位を獲得する門閥すらあった。

第9章は、東西ともに非嫡子および非カロリング王家の王を扱う。東王国はアルフルフからルートヴィヒ幼童王を経て、彼の死後ついに非カロリング人のフランケン大公コンラートが即位する。西フランクはカール3世の死後、フランキア大公であったロベール家のウードが即位し、彼の死後は対立王であったシャルル単純王が継承したこととで非嫡子ながらカロリング王家の血筋が王位に返

り咲いたものの、対立王ネウストリア大公ロベールとの争いの末、ボゾニーデンのブルゴーニュ辺境伯ラウルが王位に就いた。

第10章は、残された西フランクについて語る。ウェセックス王国で育ったルイ4世の即位により、再度カロリング王家の血筋が復活した。しかしその後、987年にルイ5世が死去すると、非嫡子ながらカロリング王家の血筋を引く者はいたものの、ユーグ・カペーが新国王として即位した。この時期、もはや血筋ではなく門閥間の連携や婚姻関係のネットワークが政治趨勢を左右する段階にあったのである。

「おわりに」では、カロリング朝はメロヴィング朝期の水準からいかなる離脱を遂げたのか、言い換えれば、カロリング朝は何を達成したのかという問い合わせに対し、以下8つの答えが提示される。(1)略奪から政治の延長へという戦争の性格の変化、(2)中世西欧社会支配層形成の源流となった主要42門閥からなる、新しい貴族層の形成という貴族の存在構造の変化、(3)メロヴィング朝の「軍閥王権」的な、事実上の支配権力が男系の血統によって継承される無規定なものから、キリスト教という宗教イデオロギーに支えられ「塗油」によって「神に嘉みされた」ものへという王権の性格の変化、(4)王家の血統の希釈化を防ぐための「族外婚」から、王権の実力的基盤を強化するための帝国貴族門閥との婚姻へという婚姻関係の変化、(5)嫡出子か非嫡出子かというような、キリスト教的な婚姻関係のモデルが社会に浸透したことによる王の法的適格性への新たな視点の誕生、(6)武力解決から「外交交渉」へという紛争の平和的・政治的解決手法の深化。ヴェルダン条約やメールセン条約などはこうした外交折衝の成果だろう。(7)政治的紛争解決への教会人のコミットメント。代表例であるランス司教ヒンクマルスは、「反ルートヴィヒ書簡」によって、ルートヴィヒ・ドイツ王を西フランク王国掌握から撤退させた。(8)カロリング朝の勃興と同期した、世界システム律動の好景況に浴した経済的成長（これについては後述する）。これら8つの答えは、今後その妥当性が検討され、あるいはさらに深化されるべき課題

であろう。

以下では本書が持つ意義について述べたい。本書が我が国の初期中世史研究に持つ価値は大きいが、その一つには、カロリング朝の後期についても十分な紙幅が与えられていることがあるだろう。カロリング朝の歴史は、ピピン、カール大帝、ルートヴィヒ敬虔帝の三者に焦点が当てられることが多かった。しかしながら本書では、ルートヴィヒ以降の時期が約半分を占めており、これまでにないほど充実している。本書を起点として、今後カロリング朝後期の研究が我が国でも一層発展することが期待される。また本文中の各所で、欧文での最新の研究成果が数多く紹介され、それに基づく議論が展開されている点も貴重である。中世史、フランク史を学び始めたばかりの初学者にとっては、こうした欧文での議論を一から理解するのは難儀であり、本書での紹介を取っ掛りとすることができるだろう。

本書の白眉は間違いなく、第3章の第1節と第2節である。既述のように、グローバル・ヒストリー的要素が最も強い部分である。第1節でまず著者は、アラビア半島で誕生し農業の革新によって成長したイスラーム勢力が東西方向へ急速に拡大することで、地中海世界とインド洋世界が接合されたとする。そしてその結果、8世紀後半にはアッバース朝の首都バグダードを軸とし、東は日本まで広がる、「世界システム」と呼べる交易と交流のネットワークが確立したことを説明し、ネットワークの内の各ルートについて概要を述べる。本書の主題であるカロリング朝はスカンディナヴィア人及びルーシ人が担ったスラヴ・ルーシの地方を通る回路によって、このシステムに確かに組み込まれていた。そして著者は、未完に終わったドナウ川とライン川を繋ぐ運河（フォッサ・カロリーナ）の計画について、他の帝国と比した物的・人的ソースの弱体さによって失敗しつつも、この運河計画が「世界システム」作動の歴然たる兆候であると評価する。

第1節では最新の研究成果を基にアフロ・ユーラシア世界について広域的に議論が展開されるが、第2節はフランク王国を対象に社会経済史に

属するテーマが論じられる。最初に古典莊園制に関する議論を概観した後、これを形成する領主直領地と農民保有地のうち、後者が前者に先行したという筋道が7世紀初めの寄進文書より導かれる<sup>(7)</sup>。また直領地で収穫された農作物は売却できる割合が高く、直領地を持つ莊園システムは750年代以降急速に広まった。この農作物取引は市場で行われ、その媒体は貨幣であったが、カール大帝はこの時期にデナリウス銀貨の含有量を3分の1増量している。さらに貨幣を発行する造幣地も数を増やすのである。著者は以上述べた各事象は7世紀に兆しを見せていることを示し、これらがすなわち世界システムの影響と即断することは慎重であるが、「カロリング朝の支配に入った750年代の経済的活性化は明らかに、その波動がユーラシアの西部にも及んだことを物語るものである。」と述べる<sup>(8)</sup>。そしてカールが組織的作成を命じた所領明細帳及びその手本となる「明細帳範例」について、クリス・ウイックムに同調し、通常の莊園経営における一層の農業生産力の拡大とより合理的な経営が理由であるとする。

第1節は「新しい」、第2節は「古い」議論のように感じる。しかしながら当該箇所において特筆すべきは、ただ近年の潮流・研究成果を紹介するにとどまらず、それらを組み合わせて新たな議論を行っている点である。著者は長年にわたる研究蓄積を持つ一方、近年ではあまり顧みられなくなった感のある「古典的」な社会経済史的テーマを、グローバル・ヒストリーという新たな研究動向の中に位置付け直し、あくまで慎重な態度を維持しつつも、別角度から体系的に論じて新たなテーマを提供している。これによって、「新しい議論」のみに目を向けて「古い議論」を切り捨てるのではなく、前者の視点で後者を再検討し新たな議論を提供するというあるべき学術研究のモデルを提供している。これは本書が持つ最大の価値の一つである。

上記第3章の議論は、第2巻の第8章および第9章と合わせて読まれるべきである<sup>(9)</sup>。当該箇所で著者はピレンヌ・テーマとこれに関する議論や7世紀における世界システムについて説明しつ

つ、670–680 年代におけるイングランドと法兰ク王国の金貨から銀貨への移行が、農作物の少額取引への適合であると同時に、銀本位制を確立したイスラーム経済圏の影響でもあると主張する。単純化すれば、法兰ク王国はイスラーム勢力の拡大以降、スラヴ・ルーシが関与する北西ルートの交易を通じてその経済的好況に浴しており、750 年代以降はアッバース朝の成立やバグダードへの遷都によりその動きが加速したが、751 年に成立したカロリング朝はまさにその好況に与り、そしてカールはその好況を背景に上述した種々の対応を探ったという筋道を描くことができるだろう<sup>(10)</sup>。このように、著者による一次史料の精密な分析と二次文献の博摠に裏打ちされ、7 世紀から 8 世紀のアフロ・ユーラシア世界とその中の法兰ク王国について素描を提示していることも、本書が持つ高い価値である。なおこの世界システムにおいて重要な役割を果たしたスラヴ・ルーシについては、スチューレ・ボーリンの重要な論考が翻訳されているほか<sup>(11)</sup>、近年では小澤実が積極的に研究・紹介している<sup>(12)</sup>。本書では直接言及されないものの、交換手段として使用されたディルハム（イスラーム銀）が北西ヨーロッパへ大量に流入していたことも覚えておきたい。

他方で本書について惜しく思ったのは、個別テーマをより深掘するための導線がないことである。著者も各所で認めてるように、本書はあくまでも政治史に根差したため、社会構造や心性、使用言語の変遷や、書物文化、様々な文化活動の展開などには紙幅が割かれていない。本書は法兰ク史について学ぶ学部生や修士生などの初学者にとって、最初に手に取る「基盤」となるであろうからこそ、例えば個別テーマごとにまとめた代表的研究の一覧のような導線があれば、初期中世史、法兰ク史に触れたばかりの者たちにさらに資するものになったのではないかと思う<sup>(13)</sup>。とはいえてこれによって本書の持つ価値が損なわれるることは全くない。本書は前二巻と同様に、カロリング朝の趨勢をまとめた通史として、我が国における西洋史研究において今後長く参照される「基盤」となるだろう。

## 註

- (1) 佐藤彰一『法兰ク史 I クローヴィス以前』名古屋大学出版会、2021 年。
- (2) なお第 1巻の「はじめに」は、以下 Web サイトで公開されている。  
<https://allreviews.jp/review/5550> (2024 年 9 月 9 日閲覧)
- (3) Philippe Beaujard, *Les mondes de l'océan indien* (2 vols. Paris, 2012) ; Chris Wickham, *Framing the early Middle Ages: Europe and the Mediterranean 400–800* (Oxford, 2005).
- (4) 佐藤彰一『中世世界とは何か』岩波書店、2008 年；同『カール大帝—ヨーロッパの父』山川出版社、2013 年。
- (5) パミラ・カイル・クロスリー（佐藤彰一訳）『グローバル・ヒストリーとは何か』岩波書店、2012 年。
- (6) 佐藤彰一『法兰ク史 II メロヴィング朝の模索』名古屋大学出版会、2022 年。
- (7) より詳しくは、佐藤彰一『修道院と農民—会計文書から見た中世形成期ロワール地方—』名古屋大学出版会、1997 年、575–643 頁。
- (8) 本書 92 頁。
- (9)とりわけ、第 2巻 276–279 頁と 344–346 頁。
- (10) ただし著者はこれを一貫した思想を持つ「農業政策 / 経済政策」と見なすことには反対している。本書 92–97 頁。
- (11) スチューレ・ボーリン「マホメット、シャルルマニユ、及びリューリク」アンリ・ピレンヌ他（佐々木克己編訳）『古代から中世へ—ピレンヌ学説とその検討—』創文社、1975 年、133–185 頁（初出 1939 年）。
- (12) 小澤実「ネットワーク化されたスカンディナヴィア世界における海上「帝国」の形成—船舶、交易中心地、イエリング王権—」『西洋史研究』新輯 49、2020 年、116–137 頁；マレク・ヤンコヴィアク（小澤実訳）「奴隸のためのディルハム：9・10 世紀のイスラーム世界と北ヨーロッパ間の奴隸交易」『史苑』80巻 1号、2020 年、36–65 頁。また 11 世紀を主題としつつも、ディルハムの流入も含め、この世界システムにおけるイングラン

ドについては、鶴島博和「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の『構造』と展開」『史苑』75巻2号、2015年、5-108頁。

(13) 著者も編者の一人である『西洋中世史研究入門』が、刊行から20年経とうとしていることを踏まえればなおのことである。佐藤彰一・池上俊一・高山博編『西洋中世史研究入門 [増補改訂版]』名古屋大学出版会、2005年。

(小銭杏土郎)

Filippo Carlà-Uhink, Lucia Cecchet, Carlos Machado (eds.)

*Poverty in Ancient Greece and Rome  
Realities and Discourses*

Routledge, 2023, 316pp.

ISBN 978-0-367-22114-0

本書は、古代における貧困に関する研究を集めた論文集である。貧困研究は、1970年代以降、古代ギリシア・ローマにおける下層階級への関心の高まりを受けて急速に発展した。従来の研究では、古典期のギリシア、共和政あるいは帝政ローマ、古代末期といった特定の時代に焦点を当てたものがほとんどであったが、本書はこれらの時代を総合的に捉えることで、マクロな歴史叙述を目指している。スパルタやメガラ、北アフリカなど比較的史料の少ない地域を対象とした論文もあり、空間的射程も広い。加えて、弁論、文学、哲学から、考古資料や碑文に至るまで多様な史料を活用する。それにより、乞食からエリート、都市の住民、農村部の住民、キリスト教徒など、様々な社会的身分や宗教的属性の集団によって経験された貧困の実態と言説を探ろうとする。第1章で説明されているように、本書は古代における貧困の体系的な概観を提供するものではない。直線的なストーリーを提示することではなく、貧困の様々な側面に光を当て、その連関を明らかにすることを目的としたものである。

構成としては、ギリシア、ローマ、古代末期の3部に分かれ、合計14本の論文が掲載されている。

具体的な章構成は以下の通りである。

- 第1章 はじめに
- 第1部 ギリシア
  - 第2章 貧困、富、社会的流動性：メガラヒアテナイの事例
  - 第3章 貧困化の過程：ケラメイコスの Bau Z と貧困に関する言説
  - 第4章 古典期スパルタにおける貧困と名誉
  - 第5章 ギリシアの神々と腹をすかせた人間たち：古典期とヘレニズム期のギリシアにおける犠牲式と貧者
  - 第6章 古代ギリシア哲学における貧困と真理
- 第2部 ローマ
  - 第7章 共和政中期のローマにおける貧しい元老院議員家庭の女性：Opima Gloria と Felix Paupertas ?
  - 第8章 恥のダイナミクス：共和政後期と帝政初期の言説におけるエリートの貧困
  - 第9章 キケロ、貧者、ローマのレトリック
  - 第10章 富裕者と空腹な者、貧者と満腹な者：ローマ世界における社会的・文化的な食の貧困
- 第3部 古代末期
  - 第11章 すべての貧困が賞賛されるわけではない：キリスト教ローマ帝国における貧者の定義
  - 第12章 古代末期ローマにおいて貧者を探すこと
  - 第13章 古代末期の正義に直面する貧者たち：パビルスの事例から
  - 第14章 古代末期における貧困、慈善、「貧者」の社会的戦略：聖アウグスティヌス時代における北アフリカの視点から

以下、各論文の要旨と評者の見解を述べる。

第1部に先立ち、F. カルラ・ウインク、L. チェッケト、C. マチャドによる第1章で、貧困の定義と古代ギリシア、ローマ、古代末期の各時代における貧困研究の動向、本書の目的が説明される。貧困研究において研究者が最初に直面することに

なる問題は、貧困をいかに定義するかということである。この問題に対し、「絶対的定義」と「相対的定義」という2つの方法が挙げられている。前者は、貧困を単なる経済現象、すなわち給与、収入、生活費などの観点から数値化できるものとみなし、そこに引かれた「貧困ライン」を下回る人々を貧困層と定義している。しかし、古代世界においては、経済的に裕福であっても、労働に従事しているという事実や、伝統的なエリートに属していないという理由で「貧しい」と認識されることもあった。後者は、このような経済力と社会的地位の不一致を考慮し、市民やエリートに求められる政治参加や公共奉仕、宴会の開催、理想的な衣食住などを実現できるかどうかという社会との関係のなかで貧困を捉えている。著者は、これら2つの方法を超えたアプローチを採用すべきであると指摘しているが、それが具体的にどのようなものなのかは示されていない。

第1部では、古代ギリシアを対象とする論文を5本掲載する。チェックトによる第2章では、貧困に関する言説と用語の通時的な変化を追う。それに伴い、ホメロスの叙事詩、メガラの詩人テオグニスの詩、古典期アテナイの演説や法廷弁論の大きく分けて3種類の史料を用い、各時代にみられる用語や言説を比較する。まず、ホメロスの叙事詩においては、富、血統、道徳、権力の間に強い結びつきがみられ、社会経済的な境界が明確である。ここでは、エリートと非エリートを表す語彙として、アガトス（良い）、カコス（悪い）のような価値形容詞が頻出する。しかし、テオグニスの詩では、前6世紀のメガラにおける階級闘争や貿易による市民の経済力と政治参加の拡大により、エリートの貧困化が進み、上記の富、血統、権力の結びつきが崩壊した様子が窺える。さらに古典期アテナイでは、コミュニケーションの形態が、エリートの宴会という私的な場から、民衆に向けた演説等の公的言説に変化したことにより、貧困を不道徳や卑しさと結び付けるそれまでの言説とは打って変わり、貧困を正当化するような言説が中心となる。ここでは、道徳的資質を表す語彙ではなく社会経済的な状態を表すペネテス（貧

者）やプトコイ（乞食）といった語彙が使われるようになる。アテナイだけでなくメガラにおける言説も取り入れた点は挑戦的であり評価すべきである。しかし、通時的な変化を追うにあたっては、対象地域の統一が望ましいと考えられる。さらに著者は、貧困層と富裕層を表す用語ではなく、エリートと非エリートを表す用語について整理しているが、貧者と非エリートを同一視してよいのかどうか疑問が残る。

C. テイラーによる第3章は、売春宿として解釈されてきたケラメイコスの遺跡 Bau Z の再解釈を行い、貧しい女性の主体性を見出そうとする試みである。この遺跡は、食器や酒器、貨幣、装飾品、織機のおもりなどの出土品から、貧しい女性が機織りと売春を行う施設だと考えられてきた。一方、著者はこれらの出土品が民家の遺跡と大差なく、根拠が薄弱であるとして反論する。そして、従来の解釈は女性の労働を恥ずべきものとし、売春や経済的苦境、社会的地位の低下と即座に結び付ける古代の言説を無意識に再生産したものにすぎないと警鐘を鳴らす。このような再生産に陥るのを防ぐ方法として、貧しい女性が状況を改善するために発揮した主体性に着目すべきであることを提案している。著者は出土品から、居住者の女性たちが市場活動や宗教儀礼に参加するとともに、機織りを通して働く女性独自のコミュニティを形成し、男性とは異なる形で主体性を発揮し、苦境からの脱出を試みていたと主張する。

アテナイ中心主義を脱却するため、G. ベルナルドによる第4章では、古典期のスパルタにおける貧困の多次元性に着目するとともに、経済的資本が社会的資本の獲得において与える影響を名誉の概念を用いて分析する。スパルタにおける貧困の多様性を強調するため、著者はスパルタの貧困層を2つの集団に分けている。経済的困窮や戦線からの逃亡等の理由で市民権を失い、他のスパルタ人の庇護のもとで生きるモタケスと呼ばれる人々と、完全な市民権を有するが貧困状態にある市民の2つである。名声を獲得し公職に就くためには、市民に求められる理想的な行動規範、すなわち名誉コードを実現する必要があるが、彼らの

ように経済的資本を欠いた人々にとって、その実践は困難であった。例えば、この名誉コードには、共同食事への参加や競技での勝利が含まれるが、貧困層にとって共同食事の会費を支払うことや競技の開催地まで移動し道具をそろえることは難しかった。また、有力家門同士の結婚が一般的であったため、多額の持参金をもつ女性と結婚し、困窮から脱することも不可能であった。したがって、経済的資本の不足により、共同食事や競技、結婚を通じた人脈と名誉の獲得はより困難になる。このことが、結果的には貧しい市民や元市民の富裕なパトロンへの依存、ひいては経済的資本のみならず社会的資本の格差につながり悪循環が生まれると指摘する。

I. ベルティによる第5章では、犠牲式における肉の分配が貧困の緩和にどの程度役立ったのかを評価する。古代ギリシアの宗教と犠牲に関する研究は数多く行われてきたが、貧困の緩和という視点は不足していたため、意義のある研究である。古代ギリシアでは、公的な祝祭から私的な饗宴に至るまで、様々な場面で犠牲式が行われた。そこでは、ウシやヤギなどの動物を焼いて神々に捧げた。ただし、神々に捧げられたのは骨や脂肪といった食べるのに適さない部位であり、可食部は参加者に分配された。犠牲獣を公費で購入していたことから、国家による資源の再分配システムと捉えられてきた。エルキアの聖暦を分析したM. H. ジェームソンによると、エルキアのデーモスでは年に20回ほど犠牲式が行われ、このデーモスに住む市民は年間1.71kgの肉を受け取ることができたと考えられる。市民はポリスやデーモス、フラトリア、宗教結社など複数の集団に所属し、それぞれで行われる複数の犠牲式に参加する機会があった。犠牲式での肉の分配の他にも、十字路に置かれたヘカテ神像への供物は貧者によって食され、栄養不足を改善する手段となりえた。しかし、肉の分配を貧しい人々の救済と捉えるには限界がある。女性や在留外国人、奴隸は男性市民と同じように肉の分配に与ることができなかつたからである。著者は、犠牲式での肉の分配が、慈善ではなく市民の团结を目的として形成された慣習であ

り、貧困の緩和は二次的な効果にすぎないという注意点を挙げている。

これまでの章とは打って変わり、第6章でE. ヘルマーは、哲学の観点から貧困を考察する。貧困は古代ギリシアの哲学者にとって重要なテーマであったが、貧困に対する態度は様々であり、貧しさを哲学思想の本質的な要素として評価する者もいれば、理想の都市建設において障壁となるものとして批判する者もいた。本稿では、貧困に対し肯定的な立場をとった哲学者として、ソクラテスとキュニコス派を取り上げ、比較する。著者は両者の違いを2点挙げる。第一に、貧困の意味合いである。キュニコス派の哲学者たちは簡素な服をまとい、杖と財布以外は何も持たず、物乞いによって生活するという過酷な貧困生活を採用了。彼らにとって、貧困とは最低限のものすら持たない状態であり、ギリシア語でいうプトケイアであった。一方、ソクラテスにとって貧困とは、生活に必要なものを持っているが決して裕福ではない状態、すなわちペニアであった。第二に、キュニコス派は極度の貧困生活を、哲学に没頭し真理に到達するための前提条件としているのに対し、ソクラテスはあくまで哲学を極めた結果として捉えている。キュニコス派はあらゆる争いや分断が富の獲得への欲望に起因すると考え、金銭の価値と政治制度の必要性を否定しており、自らの思想と言動に一貫性を持たせるために極貧生活を送る。しかし、ソクラテスは他者の徳と知恵を向上させるため、対話に時間を費やしたことにより、家計管理のための余暇がなくなり、財産を増やすことができなかつたという。したがって、彼にとって貧しさとは単に哲学の実践の帰結である。史学や考古学のみならず哲学の視点を加えている点で意義深いが、全体的に問題設定が曖昧であり新規性に欠ける。

第2部では古代ローマにおける貧困についての論文が集められている。L. ウェブによる第7章では、元老院議員の家族という名誉ある身分でありながら貧困状態に置かれた女性たちに着目し、彼女たちに対して元老院が援助を行った事例を取り上げたうえで、地位や名声という象徴的資本と

経済的資本の間の矛盾について考察する。従来、裕福な元老院家庭の女性の事例に多くの注目が集まっていたため、本稿はその偏りを是正する点で有意義なものである。共和政中期のローマでは、公共奉仕や選挙運動、長期の遠征などにより、困窮に陥る元老院議員も珍しくなかった。困窮した元老院議員は、娘に十分な持参金を用意することができなかった。そこで、元老院が父親に代わって国庫から持参金を拠出する事例が前3世紀から前2世紀にかけて4つみられる。しかし、この持参金は裕福な元老院議員家庭の娘に比べるとかなり低い額であったと述べられており、元老院による救済には限界があったと考えられる。また、持参金支給の手続きや対象など、具体的な実施方法について説明不足の点がみられる。

第8章では、C. ローリンガーが共和政後期から帝政初期にかけての貧困に対する意識と言説の変化について論じる。共和政において、公職者は選挙で選ばれ、政治的競争に打ち勝つためには公共奉仕や賄賂など莫大な出費が必要であった。これらの費用を貯うため、エリートたちは借金を強いられるほど経済的に困窮した状態になることもあったが、それでも地位や名声といった社会的資本は維持したままであった。一方、帝政期に入ると経済的資本を失ったエリートは社会的資本も失うことになった。著者は、その背景に、財産の欠如を道徳の欠落と結び付け、貧困を恥とする言説の流布があったと指摘する。加えて、このような言説の変化は、帝政初期に導入された元老院議員の財政調査と、皇帝による貧しい元老院議員に対する援助の導入に起因するものであると主張する。財政調査において一定の基準に満たなかった場合、困窮の理由について納得のいく弁明ができなければ元老院から追放された。財政調査での弁明や皇帝への援助嘆願において同胞に困窮の実情を知られる場面ができたことで、貧困に対する耐えがたい恥の意識が芽生えたというのである。帝政期の言説は多く引用されているが、共和政期の言説については説明が不足しており、言説の変化のコントラストが明確でないよう感じられる。

ワインクによる第9章では、キケロの弁論にお

ける貧困の修辞的な用法を分析する。キケロの弁論では、貧困が人々を犯罪に駆り立てるという批判的な記述と、質素な生活を送る人の徳の高さを賞賛する肯定的な記述の両方がみられる。しかし、このように統一性が欠如しているように見える言説は、貧困を経済的資本と社会的資本の相互関係において捉え、社会的資本の維持が最優先事項であることを示唆しているという点で一貫している、というのが著者の主張である。例えば、社会的資本を保った状態で一時的に経済的困窮に陥ることは容認されるが、経済的困窮の影響で社会的資本を喪失し、結果的にパトロンに依存して自由を失くようになると軽蔑の対象となる。エリートの視点から書かれた弁論を史料としているためある程度致し方ないが、もともと社会的資本を持たなかった非エリートにとって貧困とはどのようなものだったのかはこの研究では不明なままである。

第10章では、E. ローワンが考古資料を活用し、食生活の観点から貧困とは何かを論じる。単なる食事量やカロリーの問題ではなく、自分が食べるものの選択や獲得を通じて社会参加の能力や地位を反映する複雑な問題として、食における貧しさを文化的な観点から分析する。例えば、富裕者はトリクリニウムと呼ばれる部屋で友人を招いて豪華な晩餐会を開き、海上交易によってたらされる多様な高級品をふるまつた。反対に、貧者は狭い部屋に住み、調理のためのスペースを持たないため、食事は露天商で済ませるのが一般的であった。また、不作により価格が高騰しても食料を購入する経済力を有した富裕層と比べ、安定した食料の確保は貧困層にとって困難であった。このように、食事の量だけでなく、場所、質、安定性といった複数の要素によって、食生活の貧しさが決まる。しかし、考古資料によると、貧困層に属するとみられる人骨から、彼らが遠隔地からもたらされるものも含め多様な食糧を摂取しており、一時的な栄養不足はあっても恒常的な飢餓状態ではなかったことが判明している。文献史料において貧困層として同一視される集団の中にも、食の多様性やアクセスの難易、安定性などの観点から、

貧しさの多様なグラデーションを垣間見ることができる。

第3部で扱う古代末期は、キリスト教の流入により、貧者に関する言説や意味付けが変化し、慈善活動が徐々に始まる時期であった。古代末期の東ローマ帝国を分析したD. F. ケーナーの第11章によると、このような変容の中で、救う価値のある貧者とそうでない者が明確に区別されるようになり、教会による援助の受給資格を決定する際にもその区別が適用された。生まれながらに貧しい人々よりも、富裕層から没落し、貧困に陥っている者を優先していたようである。東ローマ帝国では、貧困の定義において古代ギリシアと同様の語彙を用いながらも、その意味に若干の違いがみられる点が興味深い。第12章では、マチャドが貴族から貧者への施しにおいて教会が果たした空間的な役割の重要性を強調する。聖人伝には、困窮者が集まる教会を訪れ、施しを行う貴族の姿が頻繁に描かれる。自身の寛容さと敬虔さを示すため、施しを必要とする貧者を探し求める中で、施しに値する者とそうでない者の見分け方が共有されていったと指摘する。続く第13章では、C. フルーがエジプトの嘆願書を分析し、貧者がどの程度司法にアクセスすることができたかを論じる。嘆願書において「貧者」として登場する人物の多くは、単に裁判官の同情を誘って裁判を有利に進めるために貧者を自称しているのであり、実際は元老院議員や土地所有者など比較的裕福な者ばかりであった。反対に、土地を持たない人々や賃金労働者など、真に困窮している貧困層は、原告として訴訟を提起することは稀であり、逃亡等の理由で雇用主から訴えられることの方が多い。著者は、文書の作成が困難であることなどから、貧者にとって司法制度は利用しにくいものであったと述べている。最後に、第14章ではJ. オリヴェイラが、4世紀から5世紀初頭の北アフリカに生きた司教アウグスティヌスの言説について考察する。慈善を勧めるキリスト教の言説を利用し、貧者自身が富裕者に施しを促すなど、貧者の主体性や生存戦略の存在を指摘する。

以上のように、本書は広範囲にわたる時代・地

域を射程に入れるとともに、考古学、哲学、文学、宗教など多様な視点を導入し、序章において各時代の研究動向も整理していることから、貧困研究を始めるにあたって必ず手に取るべき良書である。最後に、本書全体の課題を3つ挙げ、書評の結びとしたい。第一に、貧困に関する言説や思想の分析を主軸とした論稿が多くみられ、貧者救済の制度や貧困の実態に迫るものは少ない。古代ローマでは皇帝や有力者による貧民への穀物配給が行われ、また古代末期には施療院や孤児院が設立され始めていたことを考慮すると、第2部、第3部においては制度や実態を論じる章がより多く用意されることが望ましかった。第二に、乞食や浮浪者、奴隸などの最貧困層については掘り下げられていない。真理追求のために質素儉約を選択する哲学者や、富裕なエリートと比べて経済的資本が不足しているが、深刻な貧困に陥っているとはいえない貧しいエリート、法廷において裁判官の同情を誘うために貧者を装う人々など、差し迫った困窮状態にはない人々への言及にとどまっているものが多い。第三に、貧困や非エリートから富やエリートへと議論の焦点が移行している場面が散見される。これらの課題はすべて史料の不足という問題に帰結する。今日まで残されている史料のほとんどは、労働する必要がなく、識字能力をもつ有閑階級のエリートたちによって書かれたものである。したがって、これらの史料に現れる貧者はあくまでエリートの視点から描かれたものであり、貧困の実態を投影しているとはいえない。残された数少ない史料から、エリートの偏った視点を取り除き、考古学の成果も取り入れながら、いかに貧困の実態に迫ることができるかが貧困研究における最大の課題であるといえよう。

(柄澤すず花)

---

五十嵐隆幸  
『大陸反攻と台湾  
中華民国による統一の構想と挫折』

名古屋大学出版会、2021年9月刊、400頁  
ISBN 978-4-8158-1034-4

本書は、台湾の中華民国政府が「中国の再統一」から「台湾の防衛」へと政策を変更するのに伴って、国軍に与えられた大陸反攻という任務を変更した経緯を、1949年から91年という期間を対象に、多くの外交史料や各国の档案を駆使して実証的に再検証した、台湾政治史および東アジア外交史・冷戦史研究上で非常に重要な研究である。

「大陸反攻」という語は書名にも含まれている本書の主題であるが、これは中華民国政府の、大陸奪還と中国再統一を目的とした軍事・外交政策であり、国民党政府の台湾移転後に蒋介石・蔣経国両政権下において継続して掲げられたスローガンである。冷戦期を通じて、アメリカは中華人民共和国の「台湾解放」とともに中華民国の「大陸反攻」を抑止することによる台湾海峡の安定維持を指向していた。また、この軍事方針は、米中国交樹立及び米華断行などを経て「攻守一体」へ、そして台湾が民主化し政権が交代する中で進んだ中華民国の「台湾化」の中で「台湾防衛」へと変化していった。このように、大陸反攻は既に台湾および東アジアの国際関係において過去のものとされている。

しかしこの方針がいつ放棄されたかについては中華民国政府の公式見解においても明確にされておらず、著者は「はじめに」において、現在の両岸関係を読み解くためには「大陸反攻」戦略から「台湾防衛」へのシフトの転換点を明らかにする必要性があると主張している。

そこで、本書では単なる政治的スローガン、および「台湾化」に伴い消滅していくものとして扱われていた「中国統一」とその現実的な手段としての大陸反攻それ自体に着目し、戦後台湾政治史および東アジア外交史・冷戦史を軍事的視座から再考している。本書の構成は以下の通りで、先述

の通り主に中華民国の視点から大陸反攻の展開を時系列に沿って述べている。

- 序 章 大陸反攻と台湾  
第1章 大陸反攻の起源とその展開  
——1949～1957  
第2章 「蒋介石＝ダレス共同コミュニケ」と大陸反攻——1957～1960  
第3章 「攻勢作戦」の限界と「攻守一体」への転換——1961～1969  
第4章 ニクソンの対中接近と蔣経国への権力移行——1969～1972  
第5章 「予想される対米断交」と蒋介石以後の大陸反攻——1972～1978  
第6章 蔣経国の総統就任と米華相互防衛条約の終了——1978～1983  
第7章 大陸政策の再定義と大陸反攻任務の解除——1984～1991  
終 章 台湾に在る中華民国政府の選択

序章では、問題意識の整理や、先行研究とその課題の指摘、利用した史資料の紹介、論点と構成の説明がなされている。第1章および第2章では、先行研究における両岸政府の軍事的冒險を抑止したという評価とは異なり、1950年代の米華間諸合意が、中華民国政府にとっては大陸反攻に向けての後ろ盾となったことを指摘している。第3章は本書の中心的な内容となる、1960年代の大規模な反攻計画と反攻手段の方針転換について説明している。ここでは、蔣経国の反攻作戦立案への関与が「攻勢作戦」から「攻守一体」への転換のタイミングであるとし、この転換が反攻の断念ではなくより現実的な反攻計画継続の模索であったことを示している。第4章および第5章、第6章では、アメリカの対中接近および米華断交に伴い反攻計画がいかに変容していったかを、蒋介石から蔣経国への権力移行や、両岸の軍事バランスの変化に伴って「台湾防衛」への組織変革を迫られたことなどを通じて説明している。第7章では、政治的自由化が進む蔣経国第二期および李登輝政権への権力移行期において、依然それが国軍の任

務として保たれていた大陸反攻がいかにして解除されたかについて明らかにしている。終章ではこれまでの議論を総括した上で、1991年以後の台湾の安全保障について概観している。

本書は、大陸反攻が1960年代から80年代にかけて継続して国軍の任務と設定され、具体的に実行が検討されてきたことを示すために、第一に戦後に中華民国の指導者たちによって国家目標として堅持された「中国統一」という国家目標と、中国大陆奪還のための手段である大陸反攻との関係に注目して軍事戦略の変遷について検証すること、第二に「中国」の統一をめぐる二つの政府の対立と、大陸反攻をめぐる米華関係を、中華民国の視点から、「冷戦」の枠組みを越えて検証を進めるなどを論点として提示し、それらの検証において蒋介石から蔣経国へと権力が継承されていく過程を重視している。

第一の論点の画期性は、戦後台湾史の先行研究において「中華民国台灣化」<sup>(1)</sup>の概念が多用される中で等閑に付されてきた「中国統一」の国是に注目していることである。「中華民国台灣化」を用いる台湾政治史研究の多くでは国民党政権が国際関係の変化などに伴って台湾に土着していく中で「中国統一」はあたかも自然消滅していくかのように扱われている。しかし、その過程での国内の変動や外交の変化は必ずしも全て「台灣化」の文脈の中に位置付けられるものではないことを著者は示し、「武力による中国統一」が台湾での独裁的な統治を正当化するための政治的なスローガンではなく、蒋介石個人の死後も蔣経国や軍部によって引き継がれてきたため、名実ともに国民党独裁政権の核心であったことを主張している。

第二の論点の画期性は、1960年代までについてはアメリカの外交政策によって抑止されてきたものとして、1970年代以降は米中国交正常化プロセスの裏面史として描かれてきた「中国統一政策」とその変更について、主体的な中華民国の立場から再考していることである。著者の指摘するように、1950年代の2度の台湾海峡危機の前後に発表された米華相互防衛条約や「蒋介石＝ダレス共同コミュニケ」といった米華間の公式合意

は、海峡情勢を安定化させたという意義を強調する従前の研究と異なり、これらの合意がむしろ中華民国政府にとっては大陸反攻計画の後ろ盾となり、1960年代には中華民国政府内で計画実行が本格的に検討されたことは注目に値する。さらに、1970年代以降の米中接近と米華断行の過程については、先行研究では中台間の軍事バランスの変化と断行後のアメリカによる武器売却にほとんどの関心が向けられていたのに対して、著者は蔣経国が大陸反攻戦略を堅持しながら国際情勢の実情に対応していくことを模索し、その過程で大陸反攻戦略が「攻勢作戦」から「攻守一体」、そして実質的には「台灣防衛」へシフトしていくことを示している。

上記の指摘は、戦後国民党政権が台湾に移転して以降の「中華民国台灣化」が蔣親子期にストレートに進んだのではなく、依然国是としての「中国統一」が実際的なものとして残っていたことを示す意義を持つ。著者は、序章において「中華民国台灣化」について「紛れもなく事実である」と述べる一方で、続けて「中華民国政府の指導者たちが情勢の変化に応じて『中国統一』に関する構想を変容させ、大陸反攻を含む『中国統一』という究極の国家目標を棚上げし、『台湾を統治する中華民国』であることを受け入れる決断があった」と結論を先取りしている。「中華民国台灣化」とされている政治的展開が、時代が下るにつれて自然的に進んだものではなく、歴代指導者の決断により為されたものであることが、本書の第一義の主張と言える。

以上、本書が台湾史と冷戦史・外交史の両面で高い学術的意義を持つことを述べてきたが、本書が新たな視座に立ち研究領域を拡張したからこそ、その視点から台湾史と冷戦史・外交史を見るのであればさらに加えられる論点が存在すると評者は考える。

本書の第4章以降では、名目上は任務として大陸反攻戦略が維持されていた一方、軍の実態は防衛を想定するように変容していったことが示されている。これは一見先行研究の追認のように思えるが、むしろそれにもかかわらずこの任務が解除

されなかったことを強調するものである。その理由について、本書は蒋介石から蔣經國へ大陸反攻戦略が継承されたことを挙げているが、第7章で述べられているように蔣經國の指導下で行われた軍政改革は容易には進まなかった。さらに、李登輝政権下では蔣經國期から「軍事的ストロングマン」としての立場を得ていた郝柏村が、反李登輝勢力として存在感を發揮している<sup>(2)</sup>。以上のことから、国家権力が蒋介石から蔣經國へ、さらには李登輝へ引き継がれる中で、国軍のイニシアチブが必ずしも彼ら指導者たちにとって無視できないものであったことが、大陸反攻戦略堅持に影響を与えたのではないか。

元々中華民国の権威主義政権は、韓国やインドネシアなどのアメリカの支援を受けた諸政権と異なり軍人が最高指導者となる軍事政権ではない<sup>(3)</sup>。また、蔣經國自身は軍人出身でなかったため軍からの支持基盤を持っておらず、1950年に蒋介石の指示でソ連の政治将校制度に類似した国防部総政治部主任に任命されたことでからうじて軍部への関与を持つとともに、1952年からは国軍とは別系統の翼賛青年団である「中国青年反共救国団」の主任として、本省人青年の体制への組み込みを進めた<sup>(4)</sup>。また、第3章で説明されている通り、蔣經國の反攻計画への関与についても、蒋介石が蔣經國の頭越しに参謀総長をはじめとした軍令系統へ指示し、軍政のみに権限が限られていた蔣經國は蒋介石へ方針転換を進言できていないことは本書でも言及されている。このような大陸反攻計画における派閥政治的な対立と、その原因としての中華民国特有の政軍関係に比重を置いた説明は、本書においては重視されていない。

なお、中華民国における派閥政治と大陸反攻計画の関係に関連して、米多は本書第3章で扱われた1961年から63年にかけての大陸反攻計画について、経済的準備過程に着目して説明した論説(以下、米(2023))を本書出版後に発表している<sup>(5)</sup>。ここでは、特に本書で重視されなかった陳誠行政院長から蔣經國への権力移行に注目している。1954年以降、抗日戦争において経験豊富な陳誠は蒋介石に次ぐ第二位の実力者として「反攻内閣」

とよばれた政権運営を行なった。このような「蔣・陳体制」の下で、1950年代後半における陳誠は、副総統兼行政院長として経済改革を含めた諸政策を実行し、政治・軍事両面において高い指導力を発揮した。しかし、1960年代に蒋介石の目指す反攻計画が具体化してくると、陳誠は反攻実行のための国家経済総動員体制の構築を目指す中で、その現実的な困難さに直面する過程で蒋介石との対立を深めていき、最終的に1963年12月に反攻計画立案は蔣經國に、行政院長職は嚴家淦に交代することになった。本論説は、1960年代の反攻計画の経済的側面の補足のみならず、本書で重点の置かれていない反攻計画をめぐる権力闘争的な視座を補うものである。

加えて、台湾の経済発展という視座においても、本書および米(2023)は新たな視点を提供している。先行研究では、第2章で扱われた1958年の「蒋介石=ダレス共同コミュニケ」が「大陸反攻放棄声明」として広まったことがアメリカからの援助の繋ぎ止めとして機能するとともに中華民国政府の関心を軍事から経済へと向かわせたという説明が為されている<sup>(6)</sup>。しかし、その説明に対し著者は、先述の通り中華民国にとって同コミュニケは大陸反攻の後ろ盾と認識されたと反論している。これを踏まえた米(2023)では1960年から63年にかけて、陳誠による反攻計画のための総動員体制構築が、同じく陳誠主導の経済建設と並行していたことや、アメリカが反攻のための総動員体制に難色を示し経済援助の縮小を加速させたことを示した上で、同時期に財政部長として援助の繋ぎ止めに奔走した嚴家淦がアメリカの示す借款を中心とした援助体制を受け入れて行政院長に就任したことで、台湾経済の発展に向けた取り組みが進んだとしている。台湾の経済発展に関わる政策を見るにあたっても、中華民国の国是である「中国統一」を無視することはできない。その上で、台湾の国家財政が反攻計画から経済発展へと傾斜してゆく過程が多段的であることを両研究が示したことは、台湾経済史研究においても重要な意義を持つ。

また、このような経済援助を含めた大陸反攻を

めぐるアメリカの動きは、戦後アメリカが形成した国際秩序における援助政策の重要性を示す。米中接近以前のアメリカによる大陸反攻阻止は、アイゼンハワー政権期の外交的成果による抑止以上に、ケネディ政権期において水面下での曖昧な交渉で反攻作戦実施を先延ばしにさせたことや、軍事・経済援助内容の変更によって現実的に作戦実施が困難な状況を作ることにより成功したこと本書は指摘している。少なくとも中華民国政府にとっては、都合よく解釈できる余地を残した条約や共同声明よりも、アメリカによる援助の変質の方が、大陸反攻の実施を思い止まる要因となったのである。冷戦構造下における国際援助の重要性は以前から指摘されているところではあるが、援助政策が同盟国をコントロールする手段として使用されたことは、アメリカの援助国としての性質を強調するものである。

加えて台湾社会史的に見るならば、本書が示した大陸反攻戦略の実態としての継続は、外省人のエスニシティに対しても新たな視点をもたらすだろう。本省人から見た遷占者としての外省人ではなく、ディアスポラとしての外省人として見た場合、政府が故郷への帰還を国是とし続けたことは、彼らのアイデンティティの再構築にいかなる影響を与えたのか。眷村<sup>(7)</sup>を基盤とした、軍組織と密接に結びついた外省人コミュニティにおいて、大陸反攻という概念は何を意味したのか。ステファン・コルキュフは、外省人の「本土化（＝台湾化）」を論じる中で、蒋介石に対する個人崇拜の感情と共に、大陸へ帰郷させるという約束を果たさなかったことへの怒りという相反した感情を抱える外省人について取り上げた<sup>(8)</sup>。実際に大陸反攻が実行されないことに対する苛立ちは、大陸反攻を支持しないアメリカに対する怒りとして噴出し、1957年の米国大使館での暴動という形で現れている<sup>(9)</sup>。このような外省人の感情が存在し続けることに対し蒋介石および蔣經国の政策はどのような影響を与え、反対に外省人の感情は指導者の政策に対しどのような影響を与えたのかという点について、本書の取り上げた内容は、さらに拡張して論じることが可能であろう。

評者の指摘した課題は、本書の意義に疑問を呈するものではなく、むしろ本書が拓いた台湾史研究における展望の大きさを示すものである。本書は、今後の戦後台湾史研究において、「台湾化」の文脈に遡行する事例に注目することの重要性を指摘している。コルキュフは2004年に、従来と今後の外省人の「本土化」が既に規定されたものであると主張したが、すぐさま一部の外省人から強い批判を浴びた<sup>(10)</sup>ように、「外省人」、そして「中華民国」としての実態は、大枠として「台湾人」および「台湾」へ統合されつつあるように見えても、未だに台湾の彼方此方に残っている。

また、アメリカを中心とした国際関係という視座においても、本書の指摘を反映すれば、先述の通り外交政策が援助政策に与えた影響以上に、援助政策が外交政策・軍事戦略に与えた影響にも注目できる。加えて、本書が示した中華民国の視点からの米華関係を踏まえて、もう一度アメリカの対華政策を顧みれば、大陸反攻戦略への「台湾化」の進展の影響をアメリカがどのように評価したかという軸でも再考が可能だろう。

本書の示した論点から、様々な分野において新たな研究が進むことを期待したい。

## 註

- (1) 若林正丈が提唱した、事実上「台湾」のみを統治する国家が、「正統中国」の体制を維持する不条理を民主化と重なり合うように解消し、土着化していくという分析概念。詳しくは、若林正丈『台湾の政治—中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会、2008年。
- (2) 詳しくは、陳明通（若林正丈監訳）『台湾現代政治と派閥主義』東洋経済新報社、1998年、209–243頁。
- (3) 尤も、戒厳令の発布によって地方行政・司法に軍政が関与しているという点では軍事が政治と完全に分離していたとは言い難い。陳、前掲書、92–95頁。
- (4) 陳、前掲書、129、132–133頁。
- (5) 米多「中華民国による国家経済総動員計画の試み（1961–1963年）」『日本台湾学会報』第25号、

2023年。

(6) 吹戸真実「二つの海峡危機の狭間におけるアメリカ合衆国の台湾政策—台湾の『経済的自立』をめぐるアイゼンハワー政権内の議論に着目して」『アカデミア』社会科学編9号、2015年；石川誠人『『中国』規模の軍隊組織と台湾規模の財政の相克』『問題と研究』第41巻2号、2012年など。

(7) 外省人軍人と人民が、軍営や学校の周囲に形成した集落。「台湾特有の『眷村』文化」中華民国文化部 [https://www.moc.gov.tw/jp/News\\_Content2.aspx?n=347&s=13635](https://www.moc.gov.tw/jp/News_Content2.aspx?n=347&s=13635) (2024年9月20日閲覧)

(8) ステファン・コルキュフ（上水流久彦、西村一之訳）『台湾外省人の現在—変容する国家とのアイデンティティ』風響社、2008年、77頁。

(9) 詳しくは、八木孝憲「1957年の台湾暴動と米台関係—外省人の不満をめぐるアイゼンハワー政権の対応を中心に」『社会システム研究』23号、2020年。

(10) 上水流久彦「台湾の本土化後にみる外省人意識」沼崎一郎、佐藤幸人編『交錯する台湾社会』アジア経済研究所、2012年、141頁。

(河井紀一郎)

## 中村優介

### 『イギリスの戦後ヨーロッパ構想とフランスの再興

大陸と大西洋のはざまで』

慶應義塾大学出版会、2023年7月、312頁

ISBN 978-4-7664-2904-6

## I

本著は、第二次世界大戦期イギリス外交について、対「フランス」政策に焦点を当て、論じた学術書である。フランスは1940年6月に崩壊したにもかかわらず、1945年には戦後国際秩序において重要な役割を担うようになった。そのようなフランスの再興において著者は、重要な役割を果たしたのがイギリスであったと主張している。この時期におけるイギリス外交史の先行研究<sup>(1)</sup>で

は、1940年以降のイギリス外交の主軸は英仏関係から英米関係へと転換したとされている。確かに、戦後のイギリス外交を俯瞰すると北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization：NATO）の発足やスエズ危機後の英米関係の修復、また、スター（Sir Keir Starmer）英首相がバイデン（Joe Biden）米大統領と初会談した際の発言のように英米の「特別な関係（Special Relationship）」<sup>(2)</sup>を軸に外交政策を展開していることがわかる。加えて、ナチス・ドイツを敗北させた三大国の一員であるながら、イギリスは米ソに比べて圧倒的に弱体化していた。それゆえ、西側諸国の中主であるアメリカの影響力は、世界全体に及んだ。にもかかわらず、なぜアメリカ政府とときに対立してまでイギリスはフランスの再興を推し進めたのか。また、戦後のヨーロッパ国際秩序においてなぜイギリスが主導権を発揮できたのか。本書は従来あまり焦点の当たらなかった第二次世界大戦期におけるイギリスの対「フランス」政策を分析した成果である。

本書の全体構成は以下のようになっている。

序 章	イギリスと戦後ヨーロッパ
第1章	フランスの崩壊とイギリス外交の転換、1940年
第2章	対「フランス」政策をめぐるチャーチルと外務省の対立、1940年
第3章	外務省における対「フランス」政策の転換、1941年
第4章	対「フランス」政策をめぐるアメリカとの対立、1941～1943年
第5章	フランスの再興へ向けたイギリス外交、1943～1945年
終 章	大陸と大西洋のはざまで

第1章（pp. 35–67）では、1939年9月のナチス・ドイツによるポーランド侵攻から1940年6月のペタン（Philippe Pétain）元帥率いるヴィシー政府樹立の時期を扱っている。第二次世界大戦勃発の際、英仏両政府（特に英外務省を中心とした）は「恒久的な提携（Perpetual Association）」構想（p. 40）

を考えていた。その構想は、戦時中の両国の軍事的な提携のみならず、戦後の軍事的な提携や、さらに財政や貿易、経済などあらゆる分野においてイギリスがフランスと恒久的に提携することを模索していた。しかし、ナチス・ドイツによる西部戦線への侵攻、ペタン元帥率いるヴィシー政府の誕生によって英仏両政府内で議論していた「恒久的な提携」構想は頓挫してしまった。フランスがドイツに降伏した結果、イギリスは対米協調を重視するようになり、英仏の協調関係は急速に瓦解した。

第2章 (pp. 69–141) は、ヴィシー政府とド・ゴール (Charles de Gaulle) を中心とする自由フランスとに分裂した「2つのフランス」<sup>(3)</sup>の誕生から仏領西アフリカのダカール襲撃作戦前後を扱っている。フランスの崩壊によってイギリス外務省における対「フランス」政策は一時的に迷走していた。そうした中、チャーチル (Winston Churchill) 英首相は、当初からド・ゴールを政治的指導者として高く評価していた。それゆえ、ド・ゴール率いる自由フランスの政治基盤を拡大するため、彼はダカール襲撃作戦を主導したが、この作戦は失敗に終わった。一方、ヴィシー政府の対ドイツ・イタリア接近を防ぐため、ハリファックス (Edward Halifax) 外相率いる英外務省はヴィシー政府との宥和を主張した。1941年春まで英政府は、自由フランスを支援する一方、ヴィシー政府とも非公式の関係を維持する対「フランス」政策を展開した。

第3章 (pp. 143–188) は1940年12月、駐米大使にハリファックスが就任し、後任として反宥和主義者のイーデン (Anthony Eden) が外相に就任した時期から、英外務省における対「フランス」政策が転換した1941年ごろまでを分析している。ヴィシー政府が仏委任統治領シリアで露骨な対独協力をおこなったことで、イギリス・自由フランスの連合軍は41年6月に同地に軍事侵攻をおこなった。シリア・レバノンにおける休戦協定では、チャーチルとド・ゴールが対立したことと、両者の関係は悪化した。他方、仏領内で自由フランスの支持が拡大している報告を受け、「外務省はヴィ

シー政府に対しては強硬な態度をとり、自由フランスを全面的に支援する」(p.179) ことになった。

第4章 (pp. 189–230) は、1941年末から1943年において自由フランスを低評価していたアメリカ政府と、戦後国際秩序においてド・ゴール率いる自由フランスに新たなフランス政府の組織を担わせたいイーデン率いる英外務省の対立を描いている。41年12月にサン・ピエール島とミクロン島事件で英米両政府は対「フランス」政策をめぐって対立した。また、42年中頃からイーデンやジェブ (Gladwyn Jebb) を中心とした英外務省は、自由フランスに戦後国際秩序における重要な役割を担わせるという構想を検討していた。しかし、同年11月に連合軍が北アフリカ上陸作戦を決行すると、ヴィシー政府の要人であったダルラン (François Darlan) と取引をした米政府に、ド・ゴール率いる自由フランスは反発した。アメリカ政府と、ふたつの「フランス」のはざまでイギリス政府は打つ手がなかったが、ダルランが暗殺されたことで危機を免れた。

第5章 (pp. 231–266) は、1943年6月にフランス国民解放委員会が組織された時期から1945年連合国管理理事会にフランスが参加する時期を描く。英米両政府、とりわけローズヴェルト (Franklin Roosevelt) 米大統領は、同委員会を承認しつつも、自由フランスに新たな仏政府の組織を主導させることに抑制的であった。またアメリカ政府のみならず、ソ連政府も同様にフランスの再興に対して否定的な見解を示した。それゆえ、44年6月に連合国軍はノルマンディー上陸作戦を決行したのち、同年10月に同委員会がフランス共和国臨時政府へ改組された後も、米ソ両政府の評価は低かった。45年2月、英米ソ三大国は仏臨時政府の国際連合常任理事国入りに合意したが、戦後のドイツの占領に関する連合国管理委員会への同臨時政府の参加にアメリカ・ソ連両政府は反対した。しかし、チャーチルとイーデンは両国政府に対して虎のように戦って最終的に米ソ両政府の説得に成功し、フランス共和国臨時政府を同管理委員会に参加させた。

終章 (pp. 267–275) において、イーデン率いる

英外務省が、自由フランスに新たなフランス政府の組織を主導させ、フランスに戦後国際秩序において重要な役割を担わせる構想を主導したと著者は主張する。最後に、著者は「大陸と大西洋のはざまでイギリス政府が行った外交努力は、戦後世界においてイギリス、アメリカ、フランスの三か国との間で協調関係が築かれる萌芽となった」と締めくくる (p. 274)。

## II

まず、本書の最大の特徴は、第二次世界大戦期イギリス外交における対「フランス」政策を中心と論じている点である。この時期を扱った先行研究では、1940年以降、イギリス外交の主軸は英仏関係から英米関係に転換したと主張されている。しかし、著者は戦時下において英米関係がイギリス外交の最も重要な目的の一つとなったとはいえ、イギリスが戦後国際秩序を構想するうえで、フランスの存在は必要不可欠であったと主張している。戦争終了後、アメリカは可能な限り早期に地上兵力をヨーロッパ大陸から本国に帰還させると主張していた。加えて、伝統的に限られた陸軍力しか保持していないイギリスは、欧州大陸におけるフランスのプレゼンスがなければ「力の真空」が生じてしまうと考えていた。それゆえ戦後ヨーロッパ国際秩序を形成するうえで、イギリスには、フランスの再興が不可欠であった。本書は、外務省を中心としたイギリス政府を中心にそのような戦後国際秩序構想の実現を模索していたことを明らかにする内容となっている。

また、イギリスは、アメリカ・ソ連に比べて圧倒的に弱体化していたが、主導権を発揮して戦後国際秩序の形成に対して大きな影響を及ぼしたことは、すでに複数の先行研究で指摘されてきた。他方で、外務省を中心としたイギリス政府が「フランスの再興」に尽力することが、戦後国際秩序の構想とといかに関連していたかは十分に検討されてきたとは言い難い。ドイツの軍事的な再興の脅威、そして戦後世界で展開した東西冷戦におけるソヴィエト連邦を中心とした共産主義勢力の脅威に対抗するために、イギリスは「大国フランス」のパワーを必要とした。イギリスは、戦後ヨーロッ

パの安定のためにはアメリカの半永久的な関与が必要と考えながらも、ヨーロッパ秩序再建において主導権を握るのはイギリス政府であると考えていた。こうした国際関係にイギリスを位置付けて、詳細に分析している点も本書の特色である。

他方で、第二次世界大戦期イギリスの対「フランス」政策に焦点を当てた本書は、主に1940年から43年を対象としている。しかしながら、43年以後の対「フランス」政策に関する記述が薄いと評者は感じる。国際連合安全保障理事会の常任理事国にフランスが入った過程や、フランスが参加できるようにイギリス政府が尽力した過程は、より詳細な説明が必要であろう。アメリカ・ソ連両政府の意に反しても、イギリス政府が「フランスの再興」を重要視したことがよりはっきりと捉えられるだろう。

最後に、評者の関心からさらに1点指摘したい。それは「帝国」としてのイギリスである。イギリスの対「フランス」政策を分析した本書は、イギリス政府内での戦後国際秩序についての議論、とりわけヨーロッパ大陸の国際秩序の問題に焦点を当てている。こうした叙述は西洋中心的であることは否めない。第二次世界大戦においてもイギリスは弱体化しながらも帝国として存在しており、ドミニオン諸国や英領植民地の存在も見逃すことはできない。しかしながら、本書の視野はあくまでイギリス本国政府を中心とした議論を描いている。帝国全体を包括して叙述することで、イギリス帝国にとって対「フランス」政策の重要性への理解がさらに深まるだろう。

また、戦時中の中東をめぐる英仏関係も見過ごすことができない。中東のシリア・レバノンをめぐる権益で、チャーチルとド・ゴールは対立していたと先行研究は主張している<sup>(4)</sup>。こうした対立の中、著者はイギリス外務省の自由フランスに対する政策が転換した契機であったと主張している。同地域におけるヴィシー政府との休戦協定ならびに秘密協定で、チャーチルとド・ゴールが対立している中、イーデン率いるイギリス外務省は、両者の対立を仲裁した。本書はあくまでイギリスの対フランス本国の政策に重きを置いている

ため、「帝国」の視座を加えることにより当時の文脈を踏まえたものになるだろう。

第二次世界大戦期にイギリスは、戦後国際秩序において「フランスの再興」の重要性をアメリカに説くための外交を行った。外務省を中心としたイギリス政府は、最重要の同盟国であるアメリカ政府と対立しつつも、ヨーロッパの秩序へのアメリカの関与を引き出すことにも成功した。対アメリカ外交の陰に隠れ、従来あまり焦点の当たらなかった第二次世界大戦期におけるイギリスの対フランス外交政策を詳細に分析した本書は、近年のイギリス外交史研究に多大な貢献をした学術書であると評者は考える。

## 註

- (1) Reynolds, David, *From World War to Cold War: Churchill, Roosevelt, and the International History of the 1940s*, (Oxford: Oxford University Press, 2006).
- (2) 君塚直隆、細谷雄一、永野隆行編『イギリスとアメリカー世界秩序を築いた四百年』勁草書房、2016年。
- (3) 宮下雄一郎『フランスの再興と国際秩序の構想ー第二次世界大戦期の政治と外交』勁草書房、2016年。
- (4) Zamir, Meir, *The Secret Anglo-French War in the Middle East: Intelligence and Decolonization, 1940–1948*, (London: Routledge, 2015).

(九津見慧ロス)

Mary T. Boatwright,  
*Imperial Women of Rome*  
Power, Gender, Context

Oxford University Press, 2021, 382pp.

ISBN 978-0-19-045589-7

本書は、ローマ帝国における元首政システムを、皇帝の近親者であった女性や婚姻関係にあった女性に着目して論じるものである。彼女たちが一族のなかで果たす役割や、彼女たちに関する宗教実践と関連づけて、帝国の政治決定との関わりが考

察される。

著者であるボートライトは現在デューク大学の名誉教授である。古代ローマ帝国の社会史・女性史をフィールドとする研究者であり、特に女性史分野において本書をはじめとした多角的な視点からの研究を行ってきた。

本書においてとくに強調されるのは、皇帝一族の女性たちの立場を明確にする困難さとその必要性である。皇帝一族の女性たちに与えられた称号は、たいてい曖昧であり、肖像から個人を特定するのも難しい。皇帝一族の女性たちの立場を明確にすることは、多くの場合、困難である。しかし、元首政期の彼女たちの活動は、帝政ローマ史全体に大きな影響を与えていた。皇帝一族の女性たちは、それ自体、興味を引く対象ではあるが、そればかりでなく、帝政ローマの統治機能を再構成するうえでも重要な対象である。

本書が対象とする時期は、紀元前30年代に元首政の基礎が創始されてから、アレクサンデル・セウェルスの死亡に伴い、セウェルス朝が滅亡するまでである。この期間にはユリウス・クラウディウス朝、フラウイウス朝、ネルウア=アントニヌス朝（五賢帝）、セウェルス朝の4つの王朝が含まれ、著者はこれらの王朝を運営した皇帝家に所属する女性たちを議論の対象として扱う。本書は、法、宗教、軍事などそれぞれのトピックに一つの章を割り当て、皇帝一族の女性たちが皇帝に行使した影響力を、各章それぞれの観点から論じている。事例から読み取れる彼女たちがローマ社会、文化などに与えた影響を、多角的な視点から考察したうえで、より広い社会的、文化的な背景のなかで理解することができる。

本書の章立ては以下のとおりである。

## 序章

- 第1章 ローマの皇帝家の女性とローマの皇帝権力
- 第2章 皇帝家女性の犯罪と刑罰
- 第3章 皇帝家内部における女性
- 第4章 貨幣とローマの祭祀における皇帝家女性

---

第5章 ローマ都市における皇帝家の女性像
第6章 モデルと模範：皇帝家の女性の彫像
第7章 国外、そして軍における皇帝家の女性
第8章 結論：主体性と制約

---

以下、章ごとに主題と結論を概観したい。

第1章の目的は、皇帝家の女性が、私的あるいは制度的に、ないしはその両方において、力を持ちえたのか、持ちえたならば、それがどのようなものであったかを評価することにある。そのため、とくに法的な側面に着目し、皇帝家の女性たちが、法や慣習の境界を越えて特権を保持していたと考えうる根拠の有無について論じている。この章の大部分は、60年以上にわたって皇帝—最初は夫のアウグストゥス、次に息子のティベリウス—の隣で過ごした女性であるリウィアの事例を中心に、展開する。同時代の著述家であるタキトゥスの叙述では、リウィアの「権力」が強調されるが、それが何であるか、どのように彼女がそれを獲得したかについては詳述されていない。そのことから、これらの叙述が事実に近い実態を書いていたのか、誇張であったのかについては議論がなされるところである。しかし、帝政の成立基盤を分析するうえでそのような「権力」の実態を明らかにすることは不可欠である。

彼女たちに付与された権限や特権のうち、いくつかが元老院による投票で承認されたことは碑文などからも確認されている。しかし、ローマの他のエリート（貴族）女性と根本的に異なるような権限や特権が、元老院議員による投票で公式に承認された例はない。さらに、アウグストゥスの娘にあたりアントニウスの妻であったオクタヴィアとリウィアに与えられたいいくつかの特別な権利は彼女たちの死後に廃止され、以後の女性たちには与えられなかった。加えて、野心家でネロを帝位につけることで権力を振るった小アグリッピナでさえ制度上の特権は持っていないかった。これらのことから著者は、元首の家の女性は伝統的な美德を求められ、少なくともアウグストゥスの支配下では陰の存在であり続けたと主張する。すなわち皇帝家の女性たちが従来の法を越えるレベルの特

権を保持していたとするには根拠が薄弱であると結論づけ、タキトゥスの叙述にいささかの誇張があったことを示唆している。

第2章では、皇帝の妻や母親、その他の皇帝家の女性が罪を犯した場合に裁きを免れるなどの法的特権を、元首政がもたらしていたか否かという問い合わせを中心に議論が展開される。ユリウス・クラウディウス朝の皇帝家には処断された女性が多く存在する。本章は、その処断例を分析対象としている。とりわけ、姦通罪の適用が多いことに焦点を当て、皇帝家の女性にとっての婚姻の位置付けの変化にも言及している。元首政という体制が安定するにつれて、皇帝家の婚姻は、より神聖化され、離婚や再婚は、消極的な印象を持つものへと変化していった。そのため皇帝家のイメージ戦略上、皇帝家の女性は姦通罪において他の女性たちよりも厳しく断罪される可能性があった。この点に留意して、どのような局面においても、彼女たちが他より厳しく裁かれることがあるとしつつ、特権的に罪を免れることもない点を強調した著者は、総合的に見て彼女たちが法的な特権を持たない立場に置かれていたと結論づけた。

第3章では、前章で妻としての位置付けと婚姻に触れたことをうけて、皇帝家の女性がもつ母としての立場に焦点が当たる。五賢帝の一人であるマルクス・アウレリウス・アントニヌスの妻、小ファウスティナは、父がアントニウス・ピウスであり、夫との婚姻関係が発生する前から皇帝家に属していた。彼女は、権力継承の過程で重要な位置を占めると目されていたが、記録を詳細に調査すると、皇帝家であっても、婚姻前の女性個人が政治的影響力を持つ難しさが浮き彫りになる。小ファウスティナの例を踏まえて、皇帝の母、あるいは皇帝位継承者の母という立場の女性が、どの程度非公式な政治的影響力を持ったのかが第3章の主題となる。著者は、皇帝家における母としての女性は、皇帝家、ひいては元首政を維持する機能上の要であったと位置付けている。その一方で、彼女たちが直接的に政治を動かし、公的な場で個別の影響力を持つことは、皆無に等しかったと結論づける。

第4章は、出土した物質的な史料としての硬貨に目を向けている。以降2つの章はタキトゥスらの著述よりも、出土物などから公的イメージを明らかにすることを試みている。この章では著者は硬貨を、皇帝家の女性に関する史料であると同時に、ローマの公共宗教や宗教文化と皇帝家の女性たちの繋がりを明らかにする史料であると位置付けている。分析の中心として扱う硬貨は、ユリウス・クラウディウス朝中期以降のものが多数を占める。とくに、皇帝の妹たちが抽象化されて女神として描かれた事例、皇帝とその母が同じ面に向かい合うように刻印された事例が、鮮明な図像とともに論じられる。著者は、描かれた女性の中に死後神格化された人物がいることを指摘する。彼女たちは、多かれ少なかれ神聖視され、女性的美德の象徴とみなされていた。硬貨のなかに鋳造され、崇拜対象であった事実から、彼女たちの高貴さを読み取ることができよう。それは、プリンケプスたる皇帝自身のカリスマ性向上につながった。この点で、女性たちは、皇帝の威信、皇帝家の権威を高める存在であり、帝政の基盤であった。また、ローマ市外に目を向ければ、皇帝家の女性は、儀式的実践を伴うかたちでも崇拜されていた。帝国各地で皇帝家の女性たちを崇拜する巫女という役職が発生したことが碑文から明らかになっている。この種の崇拜は、地域社会の構造や生活に一定の影響を与えたものと推測される。一方で、皇帝家の女性たちは、全員が皇帝家や「神」の家と結びついていたにもかかわらず、ローマの宗教から周縁化されたままであった。これは、ローマの社会生活では、他の分野と同様のことであった。

第5章では、皇帝家の女性の公的な活動を可視化するべく、出土史料の有無に焦点を当てて論じている。前章が硬貨を扱っていたのに対して、この章では碑文の中に登場する女性たちの描写を扱っている。ローマ市内を対象に分析を行うと、皇帝家の女性の公的知名度が、実際は限定的であったことが窺える。碑文で扱われる内容のほとんどは、アウグストゥスの妻リウィアとクラウディウスの妻小アグリッピーナについてであった。また、タキトゥスは、小アグリッピーナの公

的な露出を、前例なき事件として取り上げている。とはいっても、ローマ市外に目を向ければ、トライアヌスの妻プロティナが養子のハドリアヌスの治世になってから交わしたとみられる書簡碑文が残っている点にも留意している。書簡は、プロティナが東方の哲学分野に関する小規模な学校への支援を進言する内容で、その進言が受け容れられたことも窺い知ることができる。このように、市外においてプロティナが皇帝の財産を動かす影響力を持てた点に触れつつも、ローマ市内においては、女性が皇帝家の中でもつ役割は、全て家の範囲を出ないものであったと著者は述べている。また、彼女たちが個人として名を広めるのは、多くの場合、亡くなつてからであり、筆者は、皇帝家の女性の公的な活動を消極的に評価している。

第6章では、前章まで論じられていた皇帝家の女性の公的なイメージについて、ローマ市内に存在した皇帝家の女性たちを模った彫像を起点として考察する。元首政という政体にとって、皇帝家のイメージ戦略が重要であったこと、その中で女性たちの役割が不可欠であったことが、改めて強調される。事例を挙げる中で、高さ2mを超える小アグリッピーナ像の頭部に施された改変歴が、復元画像とともに詳細に分析される点は、とくに興味を引く。小アグリッピーナ像の髪や顔の造形は、皇帝の妻から皇帝の母へと印象を変更するために改変されていた。その他の彫像についても、顔の再造形の事案を調査したうえで、それぞれの彫像が特定の女性個人の似姿としての機能よりも、皇帝に対しての立場や属性を反映した象徴としての機能を強く持っていたと、著者は考察している。また、神格化された皇帝像は存在するが女性のそれが存在しない点から、神聖な機能ではなく、より人間に近い、人格的なイメージや象徴性を市民らに印象付けるための彫像であったとする。すなわち、あくまで市民から見た理想的な人物像にすぎず、誰か一人を特定する目的はなかったものとし、皇帝から独立した個人としての像とは言い難いものであると位置付けた。

直前の3つの章が都市ローマを主題としたのに

対し、第7章は、都市ローマの外での皇帝家の女性の記録等に焦点を当てる。夫および息子である皇帝に同伴して、属州の軍団駐屯地などに赴くことの意義やそれが与える影響について、主にセウェルス朝の女性たちを取り上げて考察した。著者は、このテーマについてはとくに史料が乏しい点を章の冒頭で強調し、注意を促している。元首政開始時から時代を経るに連れて、戦時でなくとも元首政/帝政の発展とともに皇帝家の女性たちの旅が盛んになった。そのため、史料が乏しいながらも、それらは考察対象として重要性を有している。旅が盛んになった理由として著者は、皇帝家全体の重要性が増し、皇帝が自ら地方や軍隊を視察する必要性が高まったことを挙げている。また、皇帝家の女性たちが都市ローマの外で滞在する時に、軍団長の妻らと集まって時間を過ごしていたことが史料に書き残されている点についても著者は注目している。それを踏まえ、軍団駐屯地へ赴く皇帝に随伴した女性たちが、その地において女性からなるコミュニティを形成し、そのコミュニティを活性化する機能を果たしていたことも述べられている。また、セウェルス朝時代以降に見られる「軍団の母 /mater castrorum」の尊称から、軍事に直接的な影響を持ったとは考えにくいものの、将軍の妻としての重要な役割があったことも示唆し、軍団内の女手として妻の務めを遂行する象徴となっていた可能性に触れた。以上のように、軍事施設において女性が特定の役割を果たすことを期待されていた可能性を示した一方で、シリアの軍団や近衛兵と謀議し、ヘリオガバ尔斯帝即位のためのクーデターを主導したユリア・ソエミアスなど、軍事に直接的に関わった可能性が高い事例については、特殊な例外として扱っている。

著者は以上のように、空間的にも時間的にも広くテーマを設定したうえで、どの局面においても皇帝家の女性たちは基本的に政治への発言権や直接的影響力を持たなかったと、第8章にて結論をまとめる。同時代の著述家の記述などには、リウイアやアグリッピーナのように、影響力のある逸話を持つ女性が登場するが、その多くが特殊な事例

であると著者は考える。ただし、これは皇帝家の女性の影響力を全て否定したものではなく、家庭内での発言権やイメージ戦略における影響力の大きさについては、一貫して重要視されている。著者は、公的な影響力に否定的である一方で、皇帝家という家族内での女性の立場の重要性については、元首政創始から時を経るごとに増したと主張する。さらに、元首政の基盤との関連性が示唆されている注目すべき点であると指摘する。また、彼女たちが影響力を持つことに対する市民の抵抗感などからくる制約は、ローマ市外では市内ほど強力ではなかった。属州の方が名望家層女性の公的露出が顕著であることとの関連も、本書の考察の範囲に含まれる。全体として、皇帝家の女性が影響力を持ちうる局面を示しつつ、元首政のあり方とのつながりを示唆しているものの、彼女たちの政治的権力保持について抑制的な結論であるといえる。

また、本書は付録項目が3つつけられている。付録1は皇帝家に属し、本書で取り上げた女性のフルネーム、生没年及び生涯に関する簡潔な記録情報を豊富に載せている。付録2として、各章で焦点を当てたユリウス=クラウディウス朝からセウェルス朝までの4つの王朝の系図を記載している。付録3には、神聖化された皇帝家の女性の年代別リストがまとめられている。それぞれの祭祀実践に関する文献リストも付記される。

ローマの元首政に関する歴史記録の中では時に大きな政治的発言権を持ち、国家運営に強く携わる女性が描かれる。しかし、これらを出土史料などから立証し評価することは困難とされてきた。また、そのような人物以外の皇帝家に属した女性の記録は顕著に少なく、評価は両極端であるといえる。位置付けの難しい中で著者は複数のトピックと豊富な背景情報、史料からこれらを分析することで再評価を試みている。本書では一貫して、直接的な影響力は皇帝一族のなかに限定されたと主張している。しかし著者は、政体を支える文化やイメージ戦略の観点を導入することで、女性たちの影響力が、社会にひろく及んでいた点を具体的に示している。この点に関して本書の果たす役

## 新刊紹介

割の重要性は非常に高い。

一方、指摘すべき点として、各章において取り上げられる事例の中で、例外及び特殊例として処理されたものが多い点を挙げたい。前述の通り歴史記録の中では時に大きな政治的発言権を持ち、国家運営に強く携わる女性が描かれており、とくに元首政期を生きたタキトゥスやカッシウス・ディオ、スエトニウスにそのような記述は豊富である。本書では資料上の著述として紹介された内容の多くが特殊な例や、誇大化されたものとしての指摘を受けている。しかし、それらの記述の背景情報や真偽、妥当性について議論した研究は本書以前に複数あり、この大部分を否定して全てを例外として処理する手法は、皇帝家の女性の影響力を評価するにあたって消極的であると言わざるを得ない。

また、第2章における事例比較ではユリウス＝クラウディウス朝初期における離婚と、その後期以降の離婚に対する評価の差に触れている。その際に著者は、初期には一族が安定せず、後継者が一人でも多く必要である事情から離婚及び再婚がイメージの毀損につながることはなかったとした。一方、ユリウス＝クラウディウス朝後期以降には一族が安定傾向になったことで頻繁な離婚が落ち着き、それに連動して妻との離婚が夫の暴君としてのイメージにつながり得る状況を作ったと述べている。しかし、本書が主に扱うユリウス・クラウディウス朝からセウェルス朝までの各王朝の存続が5代以上を見ないことから、各々が安定していたとは言い難い。加えて著者は、離婚回数の減少が姦通罪を犯した女性への眼差しをより冷たいものにしたと考える。その主張から、家のイメージを著しく毀損する姦通罪に抵触した皇帝家の女性が、一般より厳しく裁かれた可能性があると示唆した。しかし、厳しく裁かれた例として挙げられた女性の多くはユリウス＝クラウディウス朝前～中期の女性である。それに対し離婚への倫理的な批判が表出したと著者が主張したのはドミティアヌス帝以降であり、時代にずれがみられる。そのため、離婚回数の減少および求められるイメージの変化が、皇帝家の女性の姦通への特に厳

格な裁きと関連していたと断言することはできないと考えられる。また、離婚した例として挙がったそれぞれの皇帝の妻の家格や立場、それによる市民からの知名度などの背景情報にも注目したうえでの考察を提案したい。

小さな懸念点への指摘は試みたものの、やはり上層家庭の女性や皇帝家の女性に焦点を当てたうえでローマの政体や文化といった大きな視座との関連づけを試みた点は、これまでの研究を取りまとめる役割を大いに果たしていると考えができる。本書は皇帝家の女性というトピックでなってきた議論を位置づけなおす非常に重要な研究である。

(沢井奏子)

## 新刊紹介

安井倫子

『分断に抗う壁画

アートが育てるアメリカのコミュニティ』

明石書店、2024年9月刊、208頁

ISBN 978-4-7503-5809-3、3000円+税

「分断に抗う壁画」とは、どういうことなのか。表紙に目を向けると、一瞬写真とも思われる少女の壁画とタイトルの力強さに引き込まれる。本書は、アメリカ現代史、公民権運動史を専門とする著者が長年にわたってアメリカのフィラデルフィアを中心、壁画が描かれているコミュニティへと足を運び、差別に抗い、差別とたたかうアートとその制作に関わった人々に焦点をあてた作品である。随所に掲載されている壁画の写真の多くは、著者が撮影したものである。著者が壁画を見つめ、その意味とコミュニティの背景を探究してきたことがうかがえる。本書の内容を述べるために、まずはその構成を提示しておく。

序言 差別に抗い、差別とたたかうアート

(藤川隆男)

はじめに

I	社会の中のアートと、アートにあらわれる社会
II	1980年代アメリカの都市空間の変容—フィラデルフィアの体験—
III	「壁画の街」(The City of Murals)
IV	壁画探しの旅
	補論 福島・双葉町の壁画 —津波と原発事故の被災地は今— おわりに

本書は、従来の歴史学を研究してきた者にとっては異色の書であるといえよう。それは、序言において著者のかつての指導教員藤川による著者の紹介から始まる。藤川は著者の良いところは、「自分自身の生き方や、生活そのものを出発点に研究に取り組むところ」(3頁)という。著者は公立中学校で教鞭を執りながら、大阪外国語大学(夜間主)を卒業した。退職後博士前期課程へ進学した、いわゆる社会人入学女性大学院生であった<sup>(1)</sup>。さらに、藤川は本書の意義について、「多様な生を享受する社会において、人々を結び付け、差別に抗い、格差を是正しようとするための多種多様な活動が生まれています。そうした運動に着目し、それを広く伝えていくこと、それこそが現在の研究に求められていることではないでしょうか」(4頁)と問いかける。

序言の後に続く「はじめに」では、著者が2017年10月にフィラデルフィアを訪れたところから始まる。本書では、ミューラル・アーツ・フィラデルフィア(Mural Arts Philadelphia: MAP)との責任者であるジェーン・ゴールデンの壁画制作に対する思想をもとに、このMAPが取り組んできたパブリック・アートの実践を通して、パブリック・アートが持つ力を考察する。

本書の特徴は、一貫して「壁画を前に立って考えた」著者が登場することである。著者の目線を通して、壁画の街の変容が叙述されている。時には、壁画の制作に携わった者にインタビューを行っている。大学で開催されたワークショップにも足を運び、公開討論における主張も記述している。訪れた街で人とのつながりに支えられながら、

壁画の元へたどり着くまでの試行錯誤の様子、そのときに著者が抱いた感情も叙述されている。各章を通して、読者は著者とともに「壁画の街」を旅した気分になるのである。

第I章「社会の中のアートと、アートにあらわれる社会」では、社会の中のアートを語る上で理解が必要となる「パブリック・アート」と「パブリック」の定義に関する先行研究が示される。そのうえで、アメリカのパブリック・アート政策の歴史と、下からの「民衆のアート」との関連を説明し、読者をアートの現場へと導く。

第II章では、フィラデルフィアが1980年代の脱工業化と人口減などの都市の衰退を経験しながらも、市民自身が主体となって市政を構築しようとしたことをMAPの前身となる「反落書きネットワーク(Philadelphia Anti-Graffiti Network: PAGN)」を介して検証する。「反落書きネットワーク」とは、新市長が就任後すぐに市の整備・美化政策の一環として落書き撲滅を提案し、立ち上げられた組織である。

PAGNの責任者となったティム・スペンサーや助手のジェーン・ゴールデンが、市長の思惑を超えて、PAGNを青少年の更生や教育を行う組織に変化させたという点に惹きつけられる。青少年がアート制作に携わることができる場を提供し、産業が空洞化して荒廃した地域を中心に壁画を作成していくプロセスが描かれている。

著者はフィラデルフィアにおける壁画アート発展の重要な因子として、第一にコミュニティ意識の存続と人種意識を超えた融合的コミュニティ形成の機運の醸成、第二に市民のパブリック・アートへの関心の高さ、第三に壁画を民衆の声の表現としてとらえるジェーン・ゴールデンという人物の存在、第四にPAGNの取り組みを支援するフィラデルフィア市政の懐の深さを挙げている。

第III章では、1990年代から今日に至るまでのMAPの活動を、アメリカ社会の変容という背景に位置づけて、どのような過程を経てフィラデルフィアが壁画の街(The City of Murals)へと変貌していったのかが語られる。1992年、新市長が選出されたことがきっかけで、経済活性化と新産

業の育成という観点から、市の事業の見直しが図られ、PAGN の活動目的が「反落書き」から「アート志向」へとシフト。これに伴い、PAGN から 1996 年に MAP へと組織が変わり、壁画は市当局のみならず、市民や実業界からも認められ、都市の景観を変え、住民の心も変化させたという。

2000 年以降の MAP の壁画は「社会関与型アート」へと傾注する。MAP の活動を通して、著者は読者に「壁画は誰のためのものか」ということを問い合わせし、住民とともに、住民が壁画制作に関与していくものであるということを気づかしてくれる。一方で、壁画は『街の荒廃』のシンボルと表す地方紙や不動産業者による壁画に対する否定的な反応もあったという。しかしながら、壁画は市民を魅了し、市内中心部にも描かれるようになった。ここで MAP の壁画が傷ついた人々のための「癒やしの壁画」であると同時に、本書のタイトルにあるように「分断に抗う壁画」「たたかう壁画」へと進化したことの意味が明らかにされる。

第Ⅳ章「壁画探しの旅」では、著者がロサンゼルス、シカゴ、メルボルン、ソウル、日本の壁画をめぐり、その土地（都市）の歴史的背景と結びつけながら紹介している。壁画を通して、その土地の人々の姿が浮かび上がる。特に、ロサンゼルスの「偉大な壁」の制作におけるプロセスが詳述されている。制作に携わったジュディス・バッカは「公的歴史解釈によるのではなく、時代ごとに若者と歴史教師が討論しながら、何を書き出すのか決めていった」（112 頁）と語ったという。

日本の壁画のまとめにおいて、著者は大阪の釜ヶ先でジェントリフィケイションが推し進められて、ホームレスが「見えない人間に」にされようとしているを指摘する。大阪での状況を踏まえて、フィラデルフィアのホームレスのシェルターの前に描かれた壁画を思い出し、「『見えない（Invisible）』人々を見るようにしようという力強い壁画だった」（155 頁）と表現する。本書も壁画の制作と同様に『見えない（Invisible）』人々を見るようにする試みである。

本書の最後で『民衆のアート』の本質を見失

わない多くの壁画が描かれることを願っている」（156 頁）と語る著者は、民俗学者の宮本常一を彷彿とさせる。宮本もまた「歴史に名前を残さないで消えていった人びと、共同体を通り過ぎていったひとびとの存在も含めて歴史を書き出しえないものかというのが、宮本の目標とするところだった」<sup>(2)</sup>。

以上のように、本書は、10 年以上にわたる調査をもとに、世界各地の壁画制作を介して差別とたたかうアートと人々の姿を叙述した現代史といえる。近年、人文知のあり方が問われ、歴史学の存在意義をいかに専門家ではない人びとと共有するかが議論されている。このような背景のもと、アカデミックな歴史学を閉じたものとせず、実証的歴史学の知見を共有しながら、オーラル・ヒストリーの手法を取り入れることで、公的な歴史記述だけでは捉えきれない視点を浮かび上がらせていく。

また、2022 年度から高等学校の新しい学習指導要領が施行され、「歴史的思考力」の育成が重視されている。本書は、研究者と人びとの協働や対話による歴史研究の方向性を提示するという点で、従来の研究や教育のあり方を変える大きな示唆を与える。これらは、著者自身の教師としてのバック・グラウンドや、「帰国してから先輩の大学院生に、ロサンゼルスへ、女性一人、車なし、夜に空港着の旅をするなど、無謀で危険だと忠告を受けた」（156 頁）というエピソードにも表れるように、著者のバイタリティがあってこそ可能であったといえる。

本書を読み終えた読者は、見慣れた街あるいは初めて訪ねる街で、思わず壁画に目を向け、その背景にある壁画とコミュニティの人々の歴史について想いを馳せることだろう。

## 註

- (1) 藤川隆男・堀内真由美・松田祐子・森本和子・安井倫子「特集 社会人入学女性大学院生：狩猟・ピアノ・女学校・フェミニズム・人種」『パブリック・ヒストリー』（大阪大学西洋史学会）2、2005 年、73-103 頁。かつての社会人入学女性大学院

---

生は博士論文をもとに、以下を刊行。堀内真由美  
『大英帝国の女教師：イギリス女子教育と植民地』  
白澤社、2008年。松田祐子『主婦になったパリ  
のブルジョワ女性たち：100年前の新聞・雑誌か  
ら読み解く』大阪大学出版会、2009年。  
(2) 畑中章宏『今を生きる思想 宮本常一 歴史  
は庶民がつくる』講談社、2023年、6-7頁。  
(杉山暁子)